

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月16日(火)～3月15日(火)▲

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、平成28年2月16日から同年3月15日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めに。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などの過不足を

精算する手続きです。課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。

しかし、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きします。

- ① 給与の収入金額が2000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付利息、賃貸料、使用料などの支払を受けた
- ⑤ 災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

【昨年からの主な改正事項】
 ◆改正前の所得税の税率構造に加えて、課税される所得金額4000万円超について45%の税率が設けられました。
 ◆住宅借入金等特別控除など住宅税制関係の措置の適用期限(現行：平成29年12月31日)が、平成31年6月30日まで1年6か月延長されました。
 ◆公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等(外国の年金等)の支給を受ける者は、この制度を適用できないこととされました。
 ◆国外転出時課税制度が創設され、平成27年7月1日以後に国外転出をする一定の居住者が1億円以上の対象資産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課されることとなりました。また、1億円以上の対象資産を所有等している者が国外に居住する親族等へその対象資産の贈与等を行う場合も同様です。



メンタルヘルスと 企業の法的責任 —改正労働安全衛生法

近年、精神疾患にかかわる労災認定が増加していることから、昨年12月より従業員数が50名以上の事業場を持つ事業者に対し、年1回のストレスチェックが義務化されました。会社の規模にかかわらず、企業には従業員の健康と安全につき、配慮しなければならぬ義務と責任があります。そこで今回は従業員のメンタルヘルスと企業の法的責任について考えてみます。

メンタルヘルス問題では、「厳しい就業環境に耐えられなくなり、精神疾患を引き起こし、休職してしまいう一部の労働者」というイメージで取り上げられがちです。しかし、メンタルヘルスは単に従業員の「自己責任」だけの問題ではありません。

■安全配慮義務の判断のポイント■

- ①予見可能性
従業員が心身の健康を害する可能性を会社が予測できた
- ②結果回避可能性
会社としてそれを回避する手段があったとしても、安全配慮義務違反を講じなかった場合、安全配慮義務違反と判断される

会社での働き方(長時間労働やパワハラなど)が原因で、メンタル不調者が出た場合、事業者は、その原因を取り除き、労働者が健康を取り戻すことができるようサポートするとともに、その予防対策を講じなければなりません。

メンタル不調に陥る原因は、個人的な問題(死別、離婚、借金、介護など)と「会社での働き方の問題」が重なり合って発症するケースが多く、すべての原因が会社にあるわけではありませんが、「会社での問題」を放置してもいいということにはなりません。そのため、企業は従業員を雇用している責任として、会社での働き方の問題に向き合わなくてはならないのです。

■安全配慮義務とは■

企業の安全配慮義務とは、「労務の提供にあたって、労働者の生命・健康等を危険から保護しよう配慮すべき使用者の義務」をいいます。この義務を怠ったために労働者が損害を被ったときは、事業主は損害を賠償する義務を負うことになります。

企業においては、精神疾患などの結果を招くことの予見可能性と、その回避可能性、また必要な措置を講じなかったことについての過失が問われることとなります。

改正労働安全衛生法により事業主にメンタルヘルス対策が義務付けられるようになったことから、今後はそのような対策をとっていないことが、事業主の過失が問われる可能性があるので注意が必要です。

近年、裁判所は、会社側に要求される安全配慮義務を厳格に見る傾向にあります。過労自殺をめぐる裁判では、会社側は「社員の自殺について、予見することができなかった」ことを主張することが多いのですが、1か月間で80〜100時間超の残業をさせていれば、当然に予見できるものと扱われるようになってきました。また、実態の残業時間や社員の働き方を上司などが把握していれば、

予測できた可能性が高く、休職や残業禁止など必要な措置を講じていれば、自殺には至らなかった可能性がある場合、会社はもちろんです。直屬上司などを民事や刑事事件として、遺族が損害賠償請求を提訴するケースが増えています。

■早期発見が重要■

心の変化は症状として体にも表れます。うつ状態の人に多く見られるサインは、「食欲がない」「睡眠障害」「疲労感」などといったものです。これらのサインが表れたときは注意が必要です。

また精神疾患を患っている人は、当の本人が気づいていない場合が多いようです。そのため、周りの人も異変を感じたら注意する必要があります。実際に話しかけて事情を聞く、相談するなど、気づいた人からアクションをとることが大事です。このような小さな「気づき」から今後起こり得る大きな「問題」を未然に防ぐこととなります。

労働基準法などには休職に関する定めはなく、企業が決めた規則に従って休職は定められます。事前に休業や復職などの規則を決めておくなどの対策を講じることでリスクは回避できます。



消費税の軽減税率と「インボイス」の導入

2段階で平成33年度から

平成28年度の税制改正大綱が決まりました。この中では、軽減税率の適用から4年後となる平成33年度(2021年度)から事業者の納税額を正確に把握するために、税率や税額を記載する請求書「インボイス」を導入することが盛り込まれました。そこで今回は、消費税の軽減税率の導入と「インボイス」について取り上げてみます。

平成29年4月1日より消費税は10%に上がりますが、酒類および外食を除く食料品と定期購読契約が締結される週2回以上発行される新聞

インボイス導入までの簡素な方法

現行の請求書

請求書

〇〇御中

11月分	21800円(税込み)
11/1~30	食料品など 21800円
合計	21800円

税率ごとに分けて納税額を計算できるように、税率ごとの取引金額を記載

軽減税率対象品
目が見えるよう
に印を付ける

〇〇御中

11月分	21800円(税込み)
11/1	食料品 ※5400円
11/2	雑貨 5500円
合計	21800円

(10%対象11000円)
(8%対象10800円)

注) ※は軽減税率8%対象商品

現行の請求書を利用

については軽減税率である8%が適用されます。

消費税は消費者が買い物をした際に納めるのは事業者ですが、実際に税務署に納めるのは事業者です。事業者は、消費者から受け取った消費税から、仕入れ先に支払った消費税を差し引いて納税額を計算しています。

現在、税率がいずれも8%なので、仕入れと売上げの合計額を確認すれば、計算することができます。一方、軽減税率が導入され、税率が複数になると、仕入れた商品のひとつひとつについて、税率ごとに区分けして税額を計算する必要があります。税率が複数存在することになるため、請求書にはどの税率が適用されているのかを明確にしなければならなくなります。それを明確にするた

めの請求書の制度がインボイス「適格請求書等保存方式」です。

「インボイス」では、①事業者の登録番号、②品目ごとに適用される税率、③税率別の消費税額の合計などを記載することとし、事業者に行を義務づけるとしています。

インボイスが導入されるまで

インボイス導入による混乱を避けるため、当初4年間は、事業者の売上高の規模に応じて、経理事務の負担を軽くします。インボイスが導入されるまでは、現在使われている請求書を活用した簡素な方式で納税額を計算したり、売上高に一定の割合を掛ける、いわゆる「みなし課税」で税額を計算するなどの経過措置をとり、2段階で軽減税率に対応した仕組みに移行します。

①課税売上高5000万円超

軽減税率が始まる平成29年4月から簡素な方式の税額票の導入が義務づけられます。現在使われている請求書を活用し、軽減税率の対象品目には商品名の横に「※」などの印を付けます。軽減税率の対象品目を区別できるようにして、10%と8%の税率の合計の売上高を記載します。

②課税売上高1000万円超〜5000万円以下

軽減税率が始まる平成29年4月か

ら、いわゆる「みなし課税」と呼ばれる仕組みを選べるようにします。

「みなし課税」は、事業者ごとに軽減税率の適用品目の売り上げ比率などをあらかじめ推計して、売上総額にあらかじめ税率をかけて納税額を計算する方式です。商品のひとつひとつについて、税率ごとに区分けして請求書に印を付けたります手間が省けるので事務負担が軽くなります。

売上高が5000万円超の事業者も、軽減税率導入後1年間は「みなし課税」を選べるようになります。

③課税売上高1000万円以下

今も消費税の納税を免除されており、軽減税率導入後も経理のやり方は変わりません。

課題

「簡素な経理方式」や「みなし課税」を広げると、税務当局が事業者の正しい納税額を検証するのがより困難になり、本来、納めるべき消費税が事業者のもとに残る「益税」が今よりも膨らむのではないかと懸念されています。

また事業者の中でも、食料品を扱う卸業者や小売業者、外食産業では、8%と10%の異なる税率に対応するよう経理システムやレジの改修など、準備が間に合うのが課題となっています。



◆平成28年度税制改正大綱◆ 中小企業・小規模事業者関係 新規機械装置の固定資産税を軽減

平成28年度税制改正大綱が昨年の12月に正式決定。現在、通常国会に税制改正関連法案が提出され、3月末までに可決・成立する予定です。例年同様、中小企業に関連する改正や、特例の延長などもあります。まずは、中小関係の主な改正事項の全体像を把握しましょう。

■新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例【新設】

中小企業が取得する新規の機械装置（160万円以上、生産性1%向上）は、3年間、固定資産税を2分の1に軽減する措置が創設されます。赤字法人にも課される固定資産税の軽減により、赤字比率の高い中小企業にも効果があると注目されます。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【延長】

中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）することを認める特例措置が平成29年度

末まで2年延長されます。

ただし、適用対象者から従業員数1000人超の法人が除外されます。

■交際費課税の特例【延長】

法人が支出した交際費は、原則として損金不算入とされていますが、中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める特例措置が平成29年度末まで2年延長されます。

なお、平成26年度税制改正で創設された、交際費等のうち「接待飲食費」の50%までを損金に算入することができるとの措置（大法人も適用可能）についても、平成29年度末まで2年延長されます。

■法人税率の引き下げ【拡充】

国税の法人税率（現行23・9%）が平成28年度に23・4%、平成30年度に23・2%に引き下げられます。中小法人は、年所得800万円超の部分の税率が引き下げられることとなり、800万円以下の軽減税率は15%のままとなります。

2月の税務と労務

一 税 務

- ★27年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- ★27年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- ★27年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき会社等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…2月29日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日
- ★6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…2月29日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…2月29日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月29日

会社のことを誰よりも考え、誰よりも知っているのは社長です。社長の勤は、これまで長年業界で培った経験と知識に基づいているので頼りになります。しかし、社長の勤だけを頼りにしていると、自分では考えずに社長の指示を待つような社員が増えてしまいます。▼また勤を頼りにしていると、成果を検証することができません。「なんだかよくわからないけど、社長の勤が当たったよね」というのでは、うまくいった時にはどのようにしてうまくいったのか成

社長の勤頼み

功の検証が進みません。なぜなら根拠は社長の勤だからです。▼一方、社長の勤は外れることもありません。この場合も、なぜうまくいかなかったのか失敗の検証が蓄積されません。▼企業経営は成功と失敗の検証の蓄積により成り立ちます。次の戦略を作成する際に参考にすることで、そうやって少しずつ成功する確率が高まっていきます。▼経営は続いていきます。長い年月でみた場合には、社長の勤に頼ってばかりにはられないのです。